

【表紙】**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書**【提出先】** 関東財務局長 殿**【提出日】** 平成29年11月30日提出**【発行者名】** 大和証券投資信託委託株式会社**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 岩本 信之**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号**【事務連絡者氏名】** 高橋 慎

連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】** ダイワ上場投信 - トピックス**【届出の対象とした募集内
国投資信託受益証券の金
額】** 継続申込期間（平成29年10月4日から平成30年10月3日まで）
5兆円を上限とします。**【縦覧に供する場所】** 名 称 株式会社東京証券取引所
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年10月3日付で提出した有価証券届出書（以下「原有価証券届出書」）の記載事項を、つみたてNISAの適用条件を満たすための約款変更等に伴い新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出致します。

．【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後> の記載事項は原有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

<略>

<ファンドの特色>

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を東証株価指数(TOPIX)の変動率に一致させることを目的として、東証株価指数に採用されている銘柄（採用予定を含みます。）の株式に投資します。

- 東証株価指数を構成する全銘柄の株式の時価総額構成比率の95%以上を構成する銘柄の株式を組入れることを原則とします。
- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと（有価証券指数等先物取引等を利用することを含みます。）があります。

・安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。

(a) 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

(b) 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的

・市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

東証株価指数（TOPIX）について

- ◆ 株式市場の動向を表わす指標には、東証株価指数（TOPIX）、日経平均株価、日経株価指数300等があります。このうち、TOPIXは、東京証券取引所の第1部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化し、株価の変動をとらえようとするものです。
- ◆ TOPIXは、1968年（昭和43年）1月4日（基準時）の時価総額を100として1969年（昭和44年）7月1日から東京証券取引所が算出・公表しております（注1参照）。
- ◆ 新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します（注2参照）。

（注1） TOPIXの算出方法：毎日の指数 = 当日の時価総額 ÷ 基準時の時価総額 × 100

（注2） 基準時の時価総額の修正方法：

$$\text{修正後の基準時価総額} = \text{修正前日の基準時価総額} \times (\text{修正前日の時価総額} \pm \text{修正額}) \div \text{修正前日の時価総額}$$

- TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「(株)東京証券取引所」という。）の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有する。
- (株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができる。
- (株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- (株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、(株)東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。
- 「ダイワ上場投信ートピックス」は、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではない。
- (株)東京証券取引所は、「ダイワ上場投信ートピックス」の購入者または公衆に対し、「ダイワ上場投信ートピックス」の説明、投資のアドバイスをする義務を負わない。
- (株)東京証券取引所は、当社または「ダイワ上場投信ートピックス」の購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではない。
- 以上の項目に限らず、(株)東京証券取引所は「ダイワ上場投信ートピックス」の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しない。

< 略 >

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<更新後>

<略>

安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。

イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的

市況動向、資産規模等によっては、上記の運用を行なえないことがあります。

<略>

4 【手数料等及び税金】

<更新後>

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

イ．信託財産の純資産総額に年率10,000分の11.88（税抜10,000分の11）以内を乗じて得た額

ロ．信託財産に属する株式の貸付けにかかる品貸料（貸付株券から発生する配当金相当額等を含まないものとし、株式の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除するものとし、控除した額が負数のときは零とします。）に100分の54（税抜100分の50）以内の率を乗じて得た額。

なお、提出日現在における上記イ.およびロ.に定める率は、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ．年率10,000分の11.88（税抜10,000分の11）

ロ．100分の54（税抜100分の50）

ただし、イ.とロ.の合計は、年率0.27%以内（税抜0.25%以内）

<略>